



令和7年度盛岡市職員採用試験受験案内

受付期間 令和7年8月4日（月）
～ 令和7年8月22日（金）
第一次試験 令和7年9月21日（日）
※移住定住・DX枠は別日
※公務員経験者は書類選考

問い合わせ先 盛岡市総務部職員課人事係
〒020-8530 盛岡市内丸12-2

電話 019-626-7505(直通)

URL <https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/1012027/juken/index.html>

E-mail shokuin@city.morioka.iwate.jp

＜盛岡市が求める職員像＞

少子・高齢化、国際化、高度情報化の進展、環境問題の深刻化など、社会環境が変化の中で、地域の課題を自らの知恵と工夫で解決していく自治体への転換が求められています。

これらの課題に取り組み、市民の負託に応えるために、本市では人材育成基本方針に掲げる「挑戦する職員」「協働する職員」「信頼される職員」を求めています。

令和8年度に採用する盛岡市職員の採用試験を次のとおり行います。

【主な変更点】

◇新たに公務員経験者の試験区分を設けます。（一般事務職、土木・建築・電気技術職）

1 職種区分、採用予定人員及び職務内容

職 種	採用予定 人 員	職 務 内 容
一般事務職 （高校卒程度・短大卒程度・障がい者・ 障がい者（社会人）・移住定住・DX （デジタル・トランスフォーメーション）・就職氷河期・公務員経験者）	数人	市の事業全般に関する一般事務
土木技術職 （高校卒程度・短大卒程度・移住定住・ 公務員経験者）	数人	土木工事の設計、工事監督業務等
建築技術職（移住定住・公務員経験者）	数人	建築工事の設計、建築確認申請の審査等
電気技術職（移住定住・公務員経験者）	数人	電気工事の設計、電気設備の維持管理等
技能労務職（全般）	10人程度	調理員、環境衛生技士、土木技士、用務員、運転技士、下水道技士など技能労務職としての業務
技能労務職（調理員）（任期付）	数人	調理員としての業務

※採用予定人員については、事務事業の見直し等により変更することがあります。

※任期付職員の任期は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。ただし、採用の日から3年を超えない範囲において、任期を更新する場合があります。

2 受験資格

- (1) 共通事項 盛岡市内に居住（通勤可能又は居住予定を含む。）している者
- (2) 一般事務職

次のいずれかに該当する者

区 分	受 験 資 格
高校卒程度	平成12年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。 ① 短大卒以上の学歴を有する者（令和8年3月までに卒業見込みの者を含む。）。 ② ①と同等の資格を有する者（大学に2年以上在学し、62単位以上取得した者、専門学校卒又は令和8年3月までに卒業見込みの者等）。
短大卒程度	平成10年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者。ただし、大学卒又は令和8年3月までに大学卒業見込みの者を除く。
障がい者	平成8年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者、又は交付を受ける見込みのある者。
障がい者 (社会人経験者)	昭和61年4月2日以降に生まれ、民間企業などでの職務経験が直近7年（平成30年4月1日から令和7年8月3日まで）中に通算4年以上ある者であって、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、又は交付を受ける見込みのある者。
移住定住枠	昭和51年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれにも該当する者。 ① 岩手県外に本社を置く民間企業などでの職務経験が直近7年（平成30年4月1日から令和7年8月3日まで）中に通算4年以上ある者。 ② 令和7年8月4日時点で岩手県外に在住し、採用に合わせて盛岡市内に移住できる者。
DX (デジタル・トランスフォーメーション)	昭和51年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれにも該当する者。 ① 民間企業などでの職務経験が直近7年（平成30年4月1日から令和7年8月3日まで）中に通算4年以上ある者。 ② 令和7年8月4日時点で独立行政法人情報処理推進機構が実施する試験（資格）のいずれかの合格証書を有する者。
就職氷河期	昭和51年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者。*職歴・学歴不問
公務員経験者	昭和63年4月2日以降に生まれた者で、国、都道府県、政令指定都市、中核市のいずれかで正規職員としての職務経験が令和7年8月3日時点で通算5年以上ある者。

(3) 土木技術職

次のいずれかに該当する者 （専門課程を修めたかは問いません。）

区 分	受 験 資 格
高校卒程度	平成10年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。 ① 短大卒以上の学歴を有する者（令和8年3月までに卒業見込みの者を含む。）。 ② ①と同等の資格を有する者（大学に2年以上在学し、62単位以上取得した者、専門学校卒又は令和8年3月までに卒業見込みの者等）。

区 分	受 験 資 格
短大卒程度	平成8年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者。ただし、大学卒又は令和8年3月までに大学卒業見込みの者を除く。
移住定住枠	昭和51年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれにも該当する者。 ① 岩手県外に本社を置く民間企業などでの職務経験が直近7年（平成30年4月1日から令和7年8月3日まで）中に通算4年以上ある者。 ② 令和7年8月4日時点で岩手県外に在住し、採用に合わせて盛岡市内に移住できる者。
公務員経験者	昭和63年4月2日以降に生まれた者で、国、都道府県、政令指定都市、中核市のいずれかで正規職員としての職務経験が令和7年8月3日時点で通算5年以上ある者。

(4) 建築技術職・電気技術職

区 分	受 験 資 格
移住定住枠	昭和51年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれにも該当する者。 ① 岩手県外に本社を置く民間企業などでの職務経験が直近7年（平成30年4月1日から令和7年8月3日まで）中に通算4年以上ある者。 ② 令和7年8月4日時点で岩手県外に在住し、採用に合わせて盛岡市内に移住できる者。
公務員経験者	昭和63年4月2日以降に生まれた者で、国、都道府県、政令指定都市、中核市のいずれかで正規職員としての職務経験が令和7年8月3日時点で通算5年以上ある者。

※障がい者（社会人経験者）、移住定住枠、DX枠、公務員経験者の要件

職務経験について

- ・「民間企業など」は、会社員、自営業者、公務員、団体職員、NPOの職員として勤務したことをいいます。（正職員・派遣社員・パートなどの雇用形態は問いません。）
- ・青年海外協力隊としての活動経験（独立行政法人国際協力機構（JICA）が継続して行うもので、証明可能なものに限る。）がある方は、当該期間を「民間企業など」の職務経験年数に含むことができます。
- ・障害者総合支援法における就労継続支援事業所等での就労（訓練）は、職務経験に含みません。
- ・公務員経験者の職務経験は、受験する試験区分と同一の職務に従事するものに限りです。
- ・技術職の職務経験は次の内容に該当するものをいいます。

試験区分	職務経験
土木技術職	①土木工事の設計又は施工管理 ②都市計画事業等に関する土木に係る計画業務
建築技術職	①建築工事の設計又は施工管理 ②都市計画事業等に関する建築に係る計画業務 ③建築物の確認又は検査
電気技術職	①電気設備工事の設計又は施工管理 ②電気設備の運転・監視又は維持管理

経験年数について

- ・複数箇所での勤務がある場合、平成30年4月1日から令和7年8月4日までの期間中週30時間以上の勤務をそれぞれの勤務先で1年以上継続していることを要します（公務員経験者の試験区分は不要）。なお、同一期間に複数箇所勤務した場合は、いずれか一方の職歴のみ通算できます。
- ・病気休職等職務に従事していない期間（1カ月以上の休業期間が該当。）は職務経験に含みません。

在職期間証明書の提出

最終合格発表後、職務経験年数の確認のため、在職期間証明書を提出していただきます。必要な職務経験が確認できない場合は合格を取り消すことがあります。

(5) 技能労務職（全般）*職歴・学歴不問
昭和51年4月2日以降に生まれた者

(6) 技能労務職（調理員）（任期付）*年齢・職歴・学歴不問
要件なし

※その他

上記に該当していても、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者（ただし、技能労務職にあつては日本国籍を有していなくても受験可能です。）
- イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 盛岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受付期間及び受験申込

受付期間	令和7年8月4日（月）午前8時30分 ～ 8月22日（金）午後5時30分
申込方法 （Web）	市ホームページの専用応募フォーム（電子申請）により申し込んでください。 注1：電子申請後の訂正は出来ないため、申請内容に誤りがあった場合は、再度申請してください。二重申請があった場合、申請日時が最新のものを受け付けます。 注2：インターネットによる申込みができない方は、申込期限の1週間前までに職員課人事係に連絡してください。 注3：2つ以上の職種（区分）の申込みはできません。
受験票等の印刷	・「 移住定住枠 」「 D X 枠 」「 公務員経験者枠 」以外の職種 受験票作成通知メールを8月29日（金）に専用応募フォームに登録したメールアドレス宛に送信しますので、受験票及び申込書を各自印刷し、写真を貼付してください。 ※8月29日（金）中にメールが届かない場合は、9月1日（月）午前10時までに職員課人事係に連絡してください。連絡いただけない場合は、受験できなくなる可能性があります。
	・「 移住定住枠 」及び「 D X 枠 」 9月12日（金）頃に受験に必要なID等を電子メールにてお伝えします。 ※9月14日（日）までにメールが届かない場合は、9月16日（火）正午までに職員課人事係に連絡してください。 <u>※迷惑メールBOXに振り分けられている場合がありますので、ご注意ください。</u>

	・「公務員経験者枠」 提出書類についてのメールを8月29日（金）に専用応募フォームに登録したメールアドレス宛に送信します。 ※8月29日（金）中にメールが届かない場合は、9月1日（月）午前10時までに職員課人事係に連絡してください。連絡いただけない場合は、受験できなくなる可能性があります。
--	--

4 試験の日時、会場、合格発表

	日 時 ・ 会 場	合 格 発 表
第一次試験	「移住定住枠」「D X 枠」「公務員経験者」以外の職種 ・令和7年9月21日（日） 受付 午前9時～午前9時30分 開始 午前10時 ・会場 盛岡市立厨川中学校 ※会場は予定であり、受験票作成通知メール送信時に案内します。	・第一次試験 令和7年10月10日（金） 午後3時頃 ・第二次試験 令和7年12月上旬（予定） 盛岡市庁舎前掲示板及び市ホームページに受験番号を掲示します。 なお、合格者には登録したメールアドレス宛にも通知します。
	「移住定住枠」及び「D X 枠」 ・令和7年9月19日（金）午前9時から 9月24日（水）午後5時までの任意の日 ・会場 自宅等でのW e b 試験となります。	
	「公務員経験者」 申込内容及び提出書類により選考します。	
第二次試験	令和7年11月5日（水）～11月13日（木） ※試験日は予定であり、変更する場合があります。 日時及び会場は、第一次試験合格通知の際に指定します。	

5 試験の方法等

(1) 第一次試験

職 種 区 分		試 験 方 法 等
一般事務職	高校卒程度	教養試験（択一式2時間）、事務適性試験（択一式10分）、作文試験（1時間）
	短大卒程度	教養試験（択一式2時間）、論文試験（1時間30分）
	障がい者	教養試験（択一式2時間）、事務適性試験（択一式10分）、作文試験（1時間）
	障がい者（社会人）	職務能力試験（択一式1時間）、職務適応性検査（択一式20分）、論文試験（1時間30分）
	就職氷河期	
	移住定住枠	基礎教養試験（択一式1時間）
	D X	
	公務員経験者	書類選考
土木技術職	高校卒程度	教養試験（択一式2時間）、専門試験（択一式1時間30分）
	短大卒程度	教養試験（択一式2時間）、専門試験（択一式1時間30分）
土木・建築・電気技術職	移住定住枠	基礎教養試験（択一式1時間）
	公務員経験者	書類選考
技能労務職（全般・調理員）		業務適性検査（択一式20分）、作文試験（1時間）

※作文試験及び論文試験の採点は、第二次試験において行います。

※「移住定住枠」及び「D X 枠」の論文試験は、第二次試験と同日に実施します。

(参考) 出題分野

教 養 試 験		時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題。文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
基礎教養試験		一般常識、言語能力、数的能力を問う問題
職務能力試験		論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題
職務適応性検査		社会人の職務・職場への適応性を性格傾向の面から検証する
事 務 適 性 検 査		事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる
業 務 適 性 検 査		実務的な業務において、処理を集中して速く正確に行えるかをみる
専門試験	土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、材料・施工
	建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工
	電気	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
書類選考		申込内容及び提出書類により選考する

(参考) 過去の論作文課題

一般 事務職	高校卒、 障がい者 (作文)	あなたを成長させてくれた出来事。 (令和6年度)
	短大卒 (論文)	盛岡市は、令和7年度から10年間を計画期間とする次期総合計画の策定を進めていますが、盛岡市が抱えている課題を1つ挙げ、その課題解決に向けて、どのような取組を行う必要があるか、あなたの考えを述べなさい。 (令和6年度)
	移住定住 (論文)	盛岡市のキャッチフレーズを1つ考え、その実現に向けて、どのような取組を行う必要があるか、具体的に述べなさい。また、その取組を進めるに当たって、生かされるあなたの能力や経験について、これまでの職務経験を踏まえて論じなさい。 (令和6年度)
	就職氷河期、 障がい者 (社会人) (論文)	あなたがこれまで民間企業等で携わった職務や様々な活動(学生時代までの経験を除く。)において、困難な課題に対し、課題解決に向けてどのように取り組んだか、具体的に述べなさい。また、市職員として仕事をすることに当たって、その経験から得たものをどのように生かしていきたいか、あなたの考えを述べなさい。 (令和6年度)
	D X (論文)	自治体D X (デジタル・トランスフォーメーション) が進まない原因を挙げ、それに対して盛岡市がとるべき最も効果的な取組は何か、あなたの考えを述べなさい。 (令和6年度)
技能労務職 (作文)		周りの人と協力しながら自分自身が工夫して行動したことについて、その経験を通じて得た評価や能力を含めて述べなさい。 (令和6年度)

(2) 第二次試験

- ・人物試験(個別面接)
- ・論文試験(「移住定住枠」及び「D X枠」のみ)

6 試験結果の開示

試験の結果については、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、口頭で開示の申出をすることができます。

開示内容	得点及び順位
期 間	試験の合格発表日から1カ月間
申出方法	受験者本人が、午前8時30分から午後5時30分までの間に職員課人事係に来庁して申し出てください。ただし、土曜・日曜日、祝日、振替休日は受け付けません。また、電話、手紙等での申出はできません。
必要書類	受験票又は本人であることが確認できる書類（運転免許証、旅券等）

7 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、欠員等の状況により成績順に採用を決定します。

なお、この名簿は令和9年3月31日まで有効ですが、採用候補者の辞退等に備えて採用見込数より多めに候補者が決定されますので、名簿登載者全員が採用になるとは限りません。

採用予定日は令和8年4月1日です。ただし、欠員の状況等によっては、採用予定日を繰り上げるなど、この日以外の日に採用されることがあります。

8 給 与

(1) 初任給（令和7年4月1日現在）

ア 一般事務職、土木・建築・電気技術職

(高校卒) 195,800円、(短大卒) 212,100円、(大学卒) 227,300円

イ 技能労務職 (高校卒) 193,800円

(例)

区分	年齢（採用時）	初任給
一般事務職 (大学卒業後)	35歳	約23万円～約26万円
	45歳	約24万円～約27万円
技能労務職 (高校卒業後)	35歳	約21万円～約24万円
	45歳	約22万円～約25万円

ウ 公務員経験者 (大学卒(公務員経験5年 28歳)) 254,400円

(例)

区分	年齢 (採用時)	公務員経験	初任給
公務員経験者 (大学卒業後)	30歳	8年	約26万円
	35歳	13年	約29万円
公務員経験者 (高校卒業後)	30歳	12年	約25万円
	35歳	17年	約29万円

※ 初任給は、個々の職務経験年数や学歴等に応じて決定されます。通常毎年1回昇給します。

(2) 諸手当

盛岡市職員給与支給条例の規定に基づき、扶養、通勤、住居、期末、勤勉、寒冷地手当等がそれぞれの要件で支給されます。

※採用に伴い住居の移転等が生じる場合であっても、盛岡市から旅費等の支給はありません。

9 試験当日持参するもの及び試験会場 ※「移住定住枠」「DX枠」「公務員経験者枠」を除く

(1) 試験当日持参するものは、次のとおりです。

- ・申込書及び受験票（最近6カ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きで縦4cm、横3cmの写真
を貼ったもの）
- ・筆記用具（HBの鉛筆4～5本、消しゴム）
- ・昼食（技能労務職を除く）
- ・上履とそれを入れる袋

(2) 試験会場には駐車場がありませんので、自動車での来場はご遠慮ください。

（第一次試験会場略図）



盛岡市立厨川中学校（盛岡市青山二丁目7-1）

鉄道：IGRいわて銀河鉄道「青山駅」下車徒歩約5分

バス：「厨川中学校前」下車 徒歩1分

10 その他

令和7年6月に実施した盛岡市職員採用試験において、障がい者、障がい者（社会人経験者）、移住定住枠の区分を受験した方は、今回実施する試験のうち、同じ区分の試験を再度受験することはできません。

盛岡市では、盛岡市への移住・定住を考えている方、消防団、ボランティア等の地域活動に積極的に参加する方の応募についてもお待ちしています。